

# 仕 様 書

(那賀町地籍図等異動更新業務)

## (要 旨)

第1条 本仕様書は、那賀町（以下、「甲」という。）所有の地籍図情報及び公図の経年変化を更新することを目的として、那賀町地籍図等異動更新業務（以下、「業務」という。）に関し、受託者（以下、「乙」という。）が遵守しなければならないその作業の仕様を定めるものとする。

## (関係法令)

第2条 本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、次の関係法令によるものとする。

- ① 地方税法
- ② 不動産登記法及び同施行令
- ③ 国土調査法
- ④ 個人情報保護法及び同施行令
- ⑤ 那賀町情報セキュリティに関する規則
- ⑥ 那賀町財務規則及びその他諸規則

## (概 要)

第3条 本業務は、賦課基準日（令和9年1月1日）時点の土地情報を整理して、土地台帳データ、地籍情報及び公図の経年変化修正を行う。

2 その他賦課基準日（令和9年1月1日）時点の土地台帳データ、地籍図及び公図作成にあたり必要な修正を行う。

## (調査基準日)

第4条 本業務の調査基準日は、令和9年1月1日とする。

## (資料収集整理)

第5条 本作業は、作業に必要な資料を収集し整理する。

- 2 次の資料は甲が貸与して行う。
- ・地籍調査成果及びデータ
  - ・数値情報化成果及びデータ
  - ・公図ベクトル化成果及びデータ
  - ・土地課税台帳リスト及びデータ
  - ・土地登記済異動通知書

- ・町公図原図
- ・その他必要な資料

3 次の資料は閲覧に供する。

- ・地籍情報管理システム（株式会社松本コンサルタント製）操作説明書
- ・土地台帳管理システム（株式会社四国日立システム製）操作説明書

（地籍データ異動更新）

第6条 本作業は、甲より貸与される土地異動通知書及び地積測量図を基に、地籍調査実施地区内の図形及び属性情報の異動更新を行うものとする。また、地籍調査にて数値情報化がされている場合、その成果のデータセットを行うものとする。

- 2 本作業は、税務保険課内に設置の地籍情報管理システムのクライアント機を使用して、入力作業を実施するものとする。
- 3 上記の作業時期については、甲・乙が協議して決定するものとする。乙は協議した結果を基に作業日程を計画するものとし、甲は乙が計画した作業日程に協力し入力機器の確保を行うものとする。
- 4 乙は土地異動通知書等の関係資料を整理して、異動個所の一覧表を作成し、甲へ提出するものとする。

（公図データ異動更新）

第7条 本作業は、公図図形データを令和9年1月1日時点の筆図形に更新処理するものとする。異動更新処理による形状変更（分筆、地図訂正）は、測量図、訂正前後等の図面を参考として更新処理を行う。

- 2 本作業は、公図地区地番における異動更新資料（測量図等）をスキャン処理で画像化し、取得した画像データを公図図形データへファイリングするものである。

（土地台帳データ入力）

第8条 本作業は、甲より貸与される土地異動通知書を基に、登記された土地の所在・地目・地積・異動年月日・事由・所有者の住所・氏名などの履歴を修正・追加登録を行うものとする。

- 2 本作業は、税務保険課内に設置の土地台帳管理システムのクライアント機を使用して、入力作業を実施するものとする。
- 3 上記の作業時期については、甲・乙が協議して決定するものとする。乙は協議した結果を基に作業日程を計画するものとし、甲は乙が計画した作業日程に協力し入力機器の確保を行うものとする。

(属性照合)

第9条 上記作成の地籍データ又は公図データと土地台帳マスタデータとを結合させるものとする。尚、不一致が発生した場合には、不一致リストとしてとりまとめ、甲へ提出するものとする。

(驚敷地区照合修正)

第10条 甲が指定した字について法務局の所有するデータと甲の所有するデータの照合作業を行い、不一致を確認した場合は、不一致リストとして取りまとめ、甲へ提出するものとする。なお、処理については甲と協議を実施し指示を求めるものとする。

(検査)

第11条 乙は、業務完了後、その旨の書面をもって甲に通知し、甲は、その通知を受けたときには速やかに乙の立ち会いのうえ、業務の完了を確認するための検査をしなければならない。なお、甲の必要があると認める場合には、業務の完了前であっても試験等により検査できるものとする。

2 業務終了後、「乙」の過失又は粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、「甲」の指示に従い必要な処理を「乙」の負担において行うものとする。

(成果品)

第12条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ・地籍図及び公図データ (SIMA 等甲の指示する形式)
- ・土地異動修正一覧表 (地籍図・公図)
- ・不突合リスト
- ・測量図ファイリング地番一覧
- ・数値情報化成果データセット地番一覧
- ・驚敷地区照合修正資料
- ・税務システム地積照合修正一覧
- ・その他報告書
- ・磁気記録媒体

2 納品場所は、那賀町役場建設課とする。

3 本業務において作成した成果品等は「甲」に帰属するものとし、「乙」は「甲」の許可なく使用してはならない。

(工 期)

第13条 本業務の工期は、契約の日から令和9年3月19日とする。

(その他)

第14条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、乙は甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

2 乙は、業務遂行中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、損害内容等の状況を甲に速やかに報告するものとする。

3 第12条の規定により、業務完了後において、成果品に瑕疵があることが明らかになったときは、甲は乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵を補正させることができる。ただし、その瑕疵が甲の責によるときは補正させることはできない。当該補正についての検査は、第12条の規定を準用する。



工 種 地籍データ異動更新 (数値情報化成果データセット含む) 1000筆当り 第1号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補		人				
計						訪問日数(人)
1筆当り						

工 種 公図異動修正(データのみ) 1000筆当り 第2号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補		人				
測量助手		人				
計						訪問日数(人)
1筆当り						

工 種 土地台帳データ入力

1000件当り

第3号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補		人				
計						訪問日数(人)
1件当り						

工 種 属性照合

1000件当り

第4号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				
測量技師補		人				
計						
1件当り						

工 種 鷺敷地区照合

1000筆当り

第5号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補		人				
測量助手		人				
計						訪問日数(人)
1件当り						

工 種 鷺敷地区修正(過年度分)

1000筆当り

第6号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				
測量技師補		人				
計						訪問日数(人)
1筆当り						

工 種 打合せ協議(着手・中間3回・最終)

1業務当り

第7号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師		人				
測量技師補		人				
計						

工 種 旅費交通費

1日当り

第8号代価表

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー 2.60/h×2h	ℓ	5.2			
供用日当り損料	ライトバン1.50	日				
計						